

丸亀市空き家マッチング事業の流れ

1. 登録事業者の推薦（随時）

最初に取りまとめたものを3月下旬頃にまとめて登録し、4月1日よりホームページにて公開する。その後は随時登録する。

（月に1回など、複数件をまとめて市へ提出いただいても結構です。）

事業者 → 宅建

- ① 事業に参加意向のある事業者は、宅建丸亀支部へ「丸亀市空き家マッチング事業登録事業者への推薦依頼（様式第1号）」を提出する。

宅建 → 丸亀市

- ② ①の提出があった業者を「登録事業者の推薦について（様式第1号の2）」に取りまとめ、市へメールにて提出する。

丸亀市

- ③ ホームページにて、②で推薦のあった事業者情報を登録事業者として公表する。

2. 物件情報の提供（毎月1日頃）

申込みのあった空き家の物件情報（個人情報を除く）について、毎月1日頃（都合により前後する場合があります）に提供する。

丸亀市 → 事業者 毎月1日頃

- ① 申込内容をデータベース化し、物件情報をメールにて提供する。

<提供する資料>

- ・物件情報一覧表（エクセル）
- ・物件写真（JPEG）※申込者から提供があった場合のみ

※契約締結となった物件については、物件情報一覧表から情報を削除する。

事業者 → 丸亀市

- ② 取扱いを希望する物件（複数も可能）があれば、「申込者情報提供依頼書（様式第2号）」を作成し、メールにて市へ提出する。

※1つの物件に対し、複数事業者が申し込むことも可能。

丸亀市 → 事業者

- ③ 提供依頼のあった申込者情報について、事業者へメールにて提供する。

3. 空き家所有者との協議（随時）

2で申込者情報の提供を受けた登録事業者は空き家所有者と協議を行い、その結果について報告する。

事業者 → 丸亀市

- ① 申込者情報の提供を受けた事業者は、空き家所有者と連絡を取り、条件等について協議を行う。合意に至った場合は媒介契約等を締結する（任意）。合意に至らなかった場合、契約締結となった場合、どちらの場合も「協議結果報告書（様式第3号）」を作成し、メールにて市へ提出する。

丸亀市

- ② 契約締結となった物件については、物件情報一覧表から情報を削除する。

< 媒介契約締結後、売買や賃貸契約が成立した時 >

事業者 → 丸亀市

- ③ 事業者は「協議結果報告書（様式第3号）」を作成し、メールにて市へ提出する。